

## 浦安市規則第46号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(浦安市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

**第1条** 浦安市国民健康保険条例施行規則(昭和49年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「禁錮又は懲役」を「拘禁刑」に改める。

(浦安市税条例施行規則等の一部改正)

**第2条** 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 浦安市税条例施行規則(昭和56年規則第69号)別記第45号様式
- (2) 浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例施行規則(昭和60年規則第21号)別記第3号様式
- (3) 浦安市が行う介護保険の施行に関し必要な様式を定める規則(平成13年規則第42号)別記第1号様式(裏)及び第2号様式(裏)
- (4) 浦安市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度の実施に関する規則(平成17年規則第53号)別記第7号様式(裏面)

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に様式の規定により作成されている証票等は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。この場合において、必要に応じ補正して使用することを妨げない。